

公 示

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

令和7年5月16日

四国運輸局長 河野 順

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類等

事前届出書の様式は別紙のとおりとする。また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。

- ①既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力並びに必要な面積を示す書面
- ②自動車車庫の面積に余裕が少ない場合（①の必要面積が収容能力の90%を超える場合等）には車両の収容状況を示す車庫平面図
- ③当該届出が増車の届出である場合には以下の書面
 - イ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ロ 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出させるものとする。

3. 事前届出書の受理等

- （1）届出書の受理に当たっては、1. の添付書類の有無を確認するとともに、4.

(1)～(3)のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号に基づく事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

(2) 届出に係る営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている場合には、当該営業区域内の事業用自動車の合計数が増加となる届出（以下「増車の届出」という。）は受理することができないことから、当該増車の届出を行おうとする者に対して、その趣旨を明確に伝えること。ただし、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第3条に規定する事業用自動車に係る増車の届出については、この限りでない。

4. 事業の改善命令等

届出受理後、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、事業計画の変更命令を発動することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業区域内における一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及びこれらに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

5. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定した事業を行う者の取扱い

業務の範囲を福祉輸送サービス（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成18年9月28日付け四運自公第30号）2(3)②に定める福祉輸送自動車を使用して、同公示1①～⑤に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。）に限定した事業を行う者（以下「限定事業者」という。）が、一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）を増車しようとする届出を行う場合については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、当該増車が自動車庫の収容能力の増加を要するものである場合には、「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）の8に定めるところによるものとする。

- (1) 当該限定事業者の許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除等
- ① 届出書に、業務の範囲を限定する旨の条件の解除を申請するものであることを明記させることとする。
 - ② 増車しようとする一般車両の数が、当該増車に係る営業区域（一般タクシーの営業区域。以下同じ。）の最低車両数以上である場合に限り、当該条件の解除を行うものとする。
 - ③ ②の条件の解除を行う場合にあっては、当該事業者の営業区域を当該増車に係る営業区域に変更することとする。なお、この場合において、届出前の事業計画における事業用自動車については、一般車両に該当しないものであることから、引き続き、業務の範囲を限定することとするが、営業区域については届出前の従前の営業区域の範囲を認めることとする。
 - ④ ②及び③については、書面によりその旨を明らかにするものとする。
- (2) 当該増車しようとする一般車両の数が最低車両数未満である場合には、許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除を受けられないこととなるため、当該条件に違反することとなり、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分等の対象となる旨を説明し、最低車両数以上の車両数で届出を行うよう指導することとする。

附 則

この公示は令和7年5月16日から適用する。

(別紙)

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

年 月 日

四国運輸局 運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	年 月 日
4 その他	

(注) 1. 実施予定日の7日前までに提出すること。

2. 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面を添付すること。

①旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）。

②特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面。

(単位：両)

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

※Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

※Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

※Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

[illegible]

自動車車庫の位置及び収容能力並びに必要な面積

所属営業所名	営業所			
配置車両数	両			
車庫の名称	位 置	収 容 能 力		
		有がい	無がい	合 計
		m ²	m ²	m ²
合 計 (A)				
増車後必要となる収容能力 (B)				m ²
必要面積 計算式	(B ÷ A × 100 = %)			

- ① 増車に係る営業所について記載する。
- ② 面積に余裕が少ない場合（B ÷ A × 100 が 90 % を超える場合等）は、車両配置平面図を添付する。

運輸支局長 殿

宣 誓 書

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを宣誓します。

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

車 庫 平 面 図

(車両配置平面図)

事業者番号

事業者名

所属営業所名	名 称	位 置	
収 容 能 力	有がい	無がい	合 計
	m ²	m ²	m ²

(注) 1. 方位、縮尺、車庫に接する道路の幅員、車庫の出入口を明記すること。

2. 有がいの部分は朱書すること。

3. 寸法の単位はメートルとする。

4. 車庫配置平面図に使用するときは、各車両を明記すること。